

地方独立行政法人名張市立病院固定資産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院会計規程（以下「会計規程」という。）第33条及び第34条の規定により、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の固定資産の減価償却、取得、処分及び管理等（以下「管理等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 固定資産の管理等については、法令その他の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(借用資産)

第3条 法人が借用する固定資産の管理については、この規程を準用する。

(善管注意義務)

第4条 固定資産の管理等を行う者及び使用する者は、善良な管理者の注意をもってこれらの管理等を行い、又は使用しなければならない。

(固定資産管理責任者)

第5条 理事長は、固定資産の管理等を行わせるために固定資産管理責任者を置くものとする。

2 固定資産管理責任者は、会計規程第6条に規定する経理責任者とする。

3 固定資産管理責任者は、事務の一部を処理させるため、補助者を置くことができる。

4 固定資産管理責任者が事故のため職務を行うことができないときは、その職務を代理して行う者を理事長が定めるものとする。

(報告の聴取等)

第6条 理事長は、固定資産の効率的運用及び固定資産の管理等に関する事務の適正を期すために必要があると認めるときは、固定資産管理責任者に対し、その管理する固定資産について、その状況に関する報告を求めることができる。

(取得の定義)

第7条 この規程において固定資産の取得とは、購入、新設、増設、現物出資、交換、寄附受入、改良等により当該固定資産の価値を増加させる場合をいう。

(取得の時期)

第8条 取得の時期は、固定資産が納入され検査が完了した日又は事実上資産を取得した日とする。

2 固定資産を取得した場合は、速やかに固定資産の登録を行わなければならない。

(購入)

第9条 固定資産を購入によって取得した場合の取得価額は、購入代価に購入手数料、運送料、荷役費、据付費、試運転費その他取得に付随して要した費用を加えた価額とする。

ただし、正当な理由がある場合には、付随費用の一部又は全部を加算しない額をもって取得価額とすることができる。

(新設及び増設)

第10条 固定資産を新設及び増設によって取得した場合の取得価額は、製作費、建設費に登記手数料、設計監理料その他取得に付随して要した費用を加えた価額とする。

(現物出資)

第11条 地方公共団体から現物出資として受け入れた固定資産の取得価額は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第5項の規定により地方公共団体が評価した価額とする。

(交換)

第12条 固定資産を交換できる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 交換によらなければ必要とする固定資産を取得することができないとき。

(2) 交換によって固定資産を取得することが有利であるとき。

(3) その他理事長が必要と認めたとき。

2 法人の固定資産との交換により固定資産を取得した場合には、交換に供された法人の固定資産の適正な簿価をもって取得原価とする。

3 交換により受ける固定資産の価額が交換により払い出す固定資産の価額より低いときは、その差額を相手方から受け取るものとする。

4 固定資産を交換する場合は、法人が交換により固定資産の引渡しを受け、又は法人のために登記若しくは登録をし、並びに収受すべき差額を収受しなければ、交換により払い出す固定資産を引き渡し、又は登記若しくは登録をし、並びに支払うべき差額を支払ってはならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(寄附)

第13条 固定資産の寄附を受けた場合は、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得価額とする。

(改良等)

第14条 固定資産の改良等を行った場合の取得価額は、資産価値を高める部分に対応する額又は耐用年数を延長させる部分に対応する額とする。

(処分の定義)

第15条 この規程において固定資産の処分とは、売却、譲渡、除却等により固定資産を失うときのことをいう。

(売却及び譲渡)

第16条 固定資産を売却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 修繕若しくは改造が不可能なとき又は修繕若しくは改造に要する費用が当該資産に

相当する資産の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。

(2) 使用年数の経過、能力低下、陳腐化等により新たな固定資産を取得した方が有利であると認められるとき。

(3) その他業務に当たり当該固定資産を必要としなくなったとき。

2 前項により固定資産を売却する場合においては、前項第1号及び第2号の場合で、新規に取得等を行う相手先をして売却の相手先とすることが有利であると認められる場合など特に理由がある場合を除いては、一般競争入札によることとする。

3 固定資産を譲渡することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国庫負担金等の交付により取得し、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表2号に定める耐用年数を経過した資産を譲与するとき。

(2) その他理事長が必要と認めたとき。

(除却)

第17条 固定資産を除却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 災害又は盗難等により滅失したとき。

(2) 前条第1項第1号から第3号までによる売却ができないとき。

(担保提供)

第18条 固定資産管理責任者は、理事長の承認を得なければ、固定資産を担保に供することはできない。

(財産の処分等の制限)

第19条 地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例（令和7年名張市条例第21号）に該当する固定資産を交換、売却、譲渡及び除却の処分並びに担保に供しようとする場合は、関係法令に定めるところにより理事長が行うものとする。

(固定資産台帳による管理)

第20条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を次の各号により整備し、固定資産を管理するものとする。

(1) 固定資産の区分及び資産管理番号により、分類整理を行うこと。

(2) 第9条から第14条及び第16条から第18条に規定する事項を明確に記録すること。

(3) 固定資産台帳は、常に現物と一致させ、整備すること。

(4) 必要に応じて、地図・写真等を整備すること。

(5) 器械備品に資産管理ラベルを貼付すること。ただし、その形状及び用途により貼付をすることが困難なものはこの限りではない。

(貸付)

第21条 固定資産は、法人の業務に支障がない場合に限り貸付けすることができる。

2 固定資産を貸付けるときは、別に定める方法によるものとする。

(貸与)

第22条 固定資産を宿舍等として貸与する場合には、その方法等について別に定めるものとする。

(保険)

第23条 固定資産は、必要があるときは保険に付することができる。

(権利の保全)

第24条 登記又は登録の必要がある固定資産については、関係法令に定めるところにより、固定資産管理責任者が、取得後速やかに登記又は登録を行わなければならない。

2 前項の登記、登録等の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続きを行うものとする。

(建設仮勘定等)

第25条 固定資産の取得の目的をもって、前もって支出した費用は建設仮勘定として整理する。ただし、当該固定資産が使用開始の状態になった時期をもって、該当する勘定科目に振替整理するものとする。

(減価償却の方法)

第26条 固定資産の減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。

2 償却資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表2号に基づく耐用年数とする。ただし、受託研究等により取得した固定資産は、当該資産を使用する予定の期間を耐用年数とする。

3 有形固定資産の残存価額は備忘価額（1円）とし、無形固定資産の残存価額は0円とする。

(現物確認)

第27条 固定資産管理責任者は、管理する固定資産について、3年に1回以上確認し、固定資産の現物と固定資産台帳とを照合しなければならない。

2 固定資産管理責任者は、前項の規定による結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その原因を調査しなければならない。

(差異の処理)

第28条 固定資産管理責任者は、前条第2項の規定による調査に基づき、固定資産台帳を変更する場合は遅滞なくその手続きをとるとともに、差異のあるものについては再発の防止のための対策を講じなければならない。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。